

## ○本人から個人番号の提供(対面及び郵送)

番号確認	身元(実存)確認
①個人番号カード	
②通知カード 個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書  ③ ①②の提示が困難である場合 ア 個人番号カード、通知カードの写し イ 過去に作成した特定個人情報ファイルの確認 ウ 住民基本台帳の確認 エ 地方公共団体情報システム機構への確認 (番号利用事務実施者としてのみ可)	(顔写真付き)いずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書  その他、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されたもの (写真付き学生証 写真付き社員証 写真付き資格証明書 戦傷病者手帳 所管課が適当と認めるもの)
	(顔写真なし)いずれか2点 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳 所管課が適当と認めるもの  国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書(いずれも提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内)  印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも提示において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内)  写真なし学生証、在学証明書、写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)
	<b>【関係事務実施者としての番号取得に限り】</b> 過去より委嘱関係がある委員や嘱託員、臨時的任用職員であり、人違いでないことが明らかである場合は、身元(実存)確認書類は不要とする。

※郵送での申請時は、上記書類の写しの提出

※別途、個別法等で番号利用方法について定められている場合は、この例によらない。

## ○代理人から個人番号の提供(対面及び郵送)

本人の番号確認	代理人の身元(実存)確認
①個人番号カード	①個人番号カード
<p>②通知カード 個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書</p> <p>③ ①②の提示が困難である場合            ア 個人番号カード、通知カードの写し            イ 過去に作成した特定個人情報ファイルの確認            ウ 住民基本台帳の確認            エ 地方公共団体情報システム機構への確認            (番号利用事務実施者としてのみ可)</p>	<p>(顔写真付き)いずれか1点            運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>その他、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されたもの            (写真付き学生証 写真付き社員証 写真付き資格証明書 戦傷病者手帳 所管課が適当と認めるもの)</p> <p>(顔写真なし)いずれか2点            公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳 所管課が適当と認めるもの</p> <p>国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書(いずれも提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内)</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも提示において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内)</p> <p>写真なし学生証、在学証明書、写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)</p> <p>【関係事務実施者としての番号取得に限り】            過去より委嘱関係がある委員や嘱託員、臨時的任用職員であり、人違いでないことが明らかである場合は、身元(実存)確認書類は不要とする。</p>

※1郵送での申請時は、上記書類の写しの提出

※2上記書類に加え、代理権の確認書類が必要となる。法定代理人の場合は戸籍謄本、任意代理人の場合は委任状が必要。

※3 ※2の確認書類の提出が困難な場合は、官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(運転免許証や健康保険証のコピー等)

※出先機関等で申請内容の確認を行わず、受理のみを行う場合は対面・郵送と同じ扱いとする。

なお、受理のみの場合は内容確認を行わないが、申請書の取扱いについては十分に注意を払うものとする。

※別途、個別法等で番号利用方法について定められている場合は、この例によらない。

## ◎オンライン(本人から個人番号の提供を受ける場合)

番号確認	身元(実存)確認
①個人番号カード(ICチップの読み取り)	
<p>② 以下のいずれかの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地方公共団体情報システム機構への確認</li> <li>イ 住民基本台帳の確認</li> <li>ウ 過去に作成した特定個人情報ファイルの確認</li> <li>エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認める書類( i 個人番号、 ii 氏名、 iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信(通知カードの写しの送付、PDFファイルの添付送信などを想定。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②公的個人認証による電子署名</li> <li>③個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 (民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。)</li> </ul>

## ◎オンライン(本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合)

本人の番号確認	代理人の身元(実存)確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体情報システム機構への確認</li> <li>② 住民基本台帳の確認</li> <li>③ 過去に作成した特定個人情報ファイルの確認</li> <li>④ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信(通知カードの写しの送付、PDFファイルの添付送信などを想定。)</li> </ul>	<p>代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 (公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。)</p>

※上記に加え、代理権の確認として、本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。)